

香取広域市町村圏事務組合消防吏員職員徽章はい 用規程

平成18年3月27日

訓令第20号

改正 令和4年3月30日訓令第6号

(趣旨)

第1条 香取広域市町村圏事務組合消防吏員職員は、この訓令に定める徽章はい用するものとする。

(制式)

第2条 徽章の制式は、別記のとおりとする。

(譲渡等の禁止)

第3条 徽章は、本人に限りこれはい用し、何人にも貸与してはならない。

(取扱い)

第4条 徽章は、職務中は必ずはい用すること。ただし、活動服等の場合は、この限りでない。

2 徽章はい用個所は、次のとおりとする。

(1) 制服上衣左折襟

(2) その他の服装にあつては、前号に準じ適当な個所

(紛失等の届出)

第5条 徽章を亡失し、又は棄損等により使用に耐えなくなったときは、本部にあつては各課長、消防署にあつては署長を経て、徽章亡失(棄損)届(別記第1号様式)及び再貸与願(別記第2号様式)を任命権者に提出しなければならない。

2 徽章を亡失し、又はき損したときは、その実費を弁償しなければならない。ただし、特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(貸与台帳)

第6条 任命権者は、徽章の貸与又は返納があつた場合は、徽章貸与台帳(別記第3号様式)によりこれを整理しなければならない。

(返納)

第7条 徽章は、はい用者が死亡し、又はその職を退いたときは、7日以内に返納しなければならない。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

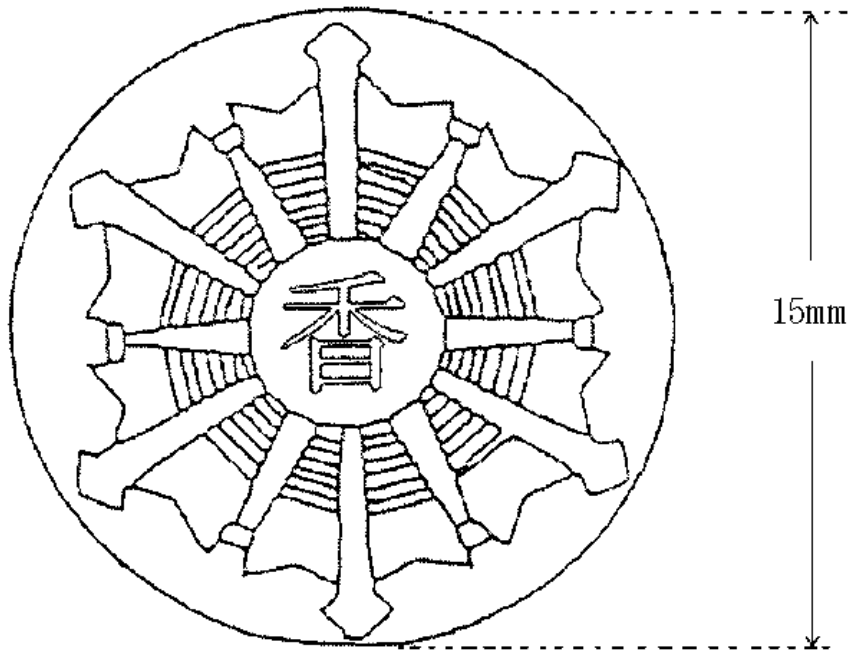
附 則

この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（令和4年3月30日訓令第6号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別記（第2条）



直径	ミリメートル
地	黒色（いぶし）
突出部分	金箔

別記

第1号様式（第5条第1項）

年 月 日

香取広域市町村圏事務組合
任命権者 様

所 属
職・氏名

徽 章 亡 失（棄 損）届

次の理由により香取広域市町村圏事務組合消防吏員職員徽章を亡失（棄損）いたしましたので、香取広域市町村圏事務組合消防吏員職員徽章はい用規程第5条の規定により届出いたします。

亡失（棄損）理由

第2号様式（第5条第1項）

年 月 日

香取広域市町村圏事務組合
任命権者 様

申請者
所 属
職・氏名

徽 章 再 貸 与 願

香取広域市町村圏事務組合消防吏員職員徽章はい用規程第5条の規定により徽章の再貸与を願います。

再貸与を受ける理由

第3号様式(第6条)

徽章貸与台帳

番 号	貸 与 年 月 日	階 級	氏 名	受領確認	備 考